

綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下「感染症」という。）の影響を受け、新しい生活様式に対応した経営革新に取り組む綾瀬市内の商業者を支援するため、予算の範囲内において支援金を支給することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等（仮設又は臨時のものを除く。）をいう。
- (3) キャッシュレス決済 貨幣及び日本銀行券と同様の価値を持つ情報（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）により、物品の購入、役務の提供等の対価の弁済を行う手段及び方法をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に事業所を有する商業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げるもののいずれかに属する業種であること
 - ア 大分類Hの中分類43に属する道路旅客運送業
 - イ 大分類Iの中分類50から60までに属する卸売業及び小売業
 - ウ 大分類Kに属する不動産業及び物品賃貸業
 - エ 大分類Lの中分類72から74までに属する専門サービス業、広告業及び技

術サービス業

カ 大分類Mの中分類76及び77に属する飲食サービス業

キ 大分類Nに属する生活関連サービス業及び娯楽業

ク 大分類Oの中分類82の小分類823及び824に属する学習塾及び教養・技能教授業

(2) 納期限の到来した市税を完納していること

(3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第3号から第5号までの規定に該当しない者であること

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の破産手続開始の申立てをしていないこと

(5) 今後も事業を継続する意思がある者

(6) 次の各号のいずれにも該当しない者であること

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を行う者は、支給対象者としな

(1) 法令に違反するもの

(2) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

（支給対象事業及び実施期間）

第4条 支給の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 感染症の拡大防止又は感染症の拡大に起因する業態転換若しくは事業転換に資する事業（次号に掲げる事業を除く。）で、事業に係る支給の対象となる経費の合計が20万円以上のもの

(2) キャッシュレス決済システムの導入をその内容に含む事業で、前号に掲げる事業に係る支給の対象となる経費の合計が17万円以上のもの

2 支給の対象となる事業の実施期間は、第8条第1項の規定による決定の日から令和4年2月28日までとする。

(支給対象経費)

第5条 支給の対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）は、令和4年2月28日までに支払いを完了したもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、消耗品（短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗する物品をいう。）の購入費及び公租公課は、支給の対象とならないものとする。

- (1) 備品の購入に係る費用
- (2) 設備工事に係る費用
- (3) サービス及びシステムの導入に係る費用
- (4) その他市長が認めるもの

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 第4条第1項第1号に該当する事業を実施する場合は、一の事業所につき20万円
- (2) 第4条第1項第2号に該当する事業を実施する場合は、一の事業所につき17万円に加えて、キャッシュレス決済手数料として3万円

(支給の申請及び請求)

第7条 支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年9月30日までに綾瀬市事業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の主たる業種及び市内に有する事業所の所在地を確認できる書類又はその写し（課税台帳で確認できる場合を除く。）
- (2) 法人の場合においては、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員数を確認できる書類又はその写し（課税台帳で確認できる場合を除く。）
- (3) 支給対象経費が確認できる書類又はその写し
- (4) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給の可否を決定したときは、綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（支援金の支給）

第9条 市長は、支援金の支給を決定した日から15日以内に支払うものとする。

（支給決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した支援金があるときは、その全部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給決定取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金実績報告書（第5号様式）によるものとし、支給対象経費の支払いの完了の日から30日を経過した日又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに、支給対象経費の支出を確認できる書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 郵便番号 〒 _____
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号 () _____
担当者名

綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱第7条の規定により、次のとおり支援金の支給を申請します。併せて、支給決定後、決定された支援金の支給を請求します。また、審査に必要な内容について課税台帳を閲覧することに同意します。

- 1 資本金の額又は出資の総額（法人のみ記載） _____ 千円
- 2 (1) 主たる業種（いずれかに○）
- 1 道路旅客運送業 2 卸売業 3 小売業 4 不動産業
5 物品賃貸業 6 専門サービス業 7 広告業 8 技術サービス業
9 飲食サービス業 10 生活関連サービス業 11 娯楽業
12 学習塾 13 教養・技能教授業
- (2) 上記業種の具体的な内容 _____
- 3 常時使用する従業員数（法人のみ記載） _____ 人
- 4 市内に有する事業所の所在地 綾瀬市 _____

5 実施予定事業（具体的に記載）

(1) 感染症の拡大防止に資する事業

()

(2) 感染症の拡大に起因する業態転換に資する事業

()

(3) 感染症の拡大に起因する事業転換に資する事業

()

(4) キャッシュレス決済システムの導入事業 ()

6 申請額（いずれかに○。(2)はキャッシュレス決済システムの導入事業を実施する場合のみ可)

(1) 実施予定事業に20万円

(2) 実施予定事業に17万円、キャッシュレス決済手数料相当額として3万円

7 添付書類

(1) 申請者の主たる業種及び市内に有する事業所の所在地を確認できる書類又はその写し（課税台帳で確認できる場合を除く。）

(2) 法人の場合は、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員数が確認できる書類又はその写し（課税台帳で確認できる場合を除く。）

(3) 支給対象経費が確認できる書類又はその写し

(4) 同意書兼誓約書（第2号様式）

(5) その他 ()

8 支援金振込先口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名	(金融機関コード:)		
(支)店名	((支)店番号:)		
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	

第2号様式（第7条関係）

同意書兼誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名（フリガナ）
代表者生年月日 年 月 日
代表者性別 男・女・未回答

支援金の支給の審査に当たり、市税の納付状況を確認すること及び綾瀬市暴力団排除条例第2条第3号から第5号までに規定する暴力団等のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、該当するか否かを確認するため、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

また、綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱第3条に該当していること及び支援金の申請に係る第1号様式その他提出書類に記載した情報に偽りがないことを誓約します。

以上について、重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

【綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱 第3条（抜粋）】

（支給対象者）

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に事業所を有する商業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げるもののいずれかに属する業種であること

- ア 大分類Hの中分類43に属する道路旅客運送業
- イ 大分類Iの中分類50から60までに属する卸売業及び小売業
- ウ 大分類Kに属する不動産業及び物品賃貸業
- エ 大分類Lの中分類72から74までに属する専門サービス業、広告業及び技術サービス業
- カ 大分類Mの中分類76及び77に属する飲食サービス業
- キ 大分類Nに属する生活関連サービス業及び娯楽業
- ク 大分類Oの中分類82の小分類823及び824に属する学習塾及び教養・技能教授業

(2) 納期限の到来した市税を完納していること

(3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第3号から第5号までの規定に該当しない者であること

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の破産手続開始の申立てをしていないこと

(5) 今後も事業を継続する意思がある者

(6) 次の各号のいずれにも該当しない者であること

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を行う者は、支給対象者としな

(1) 法令に違反するもの

(2) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給（不支給）
決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金の支給については、綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 支給の可否	(否の理由：)
2 支給決定額	円
3 支給の条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱を遵守すること。

第4号様式（第10条関係）

綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで支援金の支給決定を行った綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金については、次のとおり支給決定を取り消したので、綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱第10条第2項の規定により通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第5号様式（第11条関係）

綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 郵便番号 〒 _____
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号 () _____
担当者

綾瀬市商業者新型コロナウイルス感染症対策強化臨時支援金支給要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 支給金額 20万円
- 2 市内に有する事業所の所在地
綾瀬市
- 3 実施事業（具体的に記載）
 - (1) 感染症の拡大防止に資する事業
()
 - (2) 感染症の拡大に起因する業態転換に資する事業
()
 - (3) 感染症の拡大に起因する事業転換に資する事業
()
 - (4) キャッシュレス決済システムの導入事業 ()

4 事業開始日及び完了日

事業開始日 _____年 _____月 _____日

事業完了日 _____年 _____月 _____日

5 支給対象経費の支払い完了日

_____年 _____月 _____日

6 添付書類

支給対象経費の支出を確認できる書類又はその写し